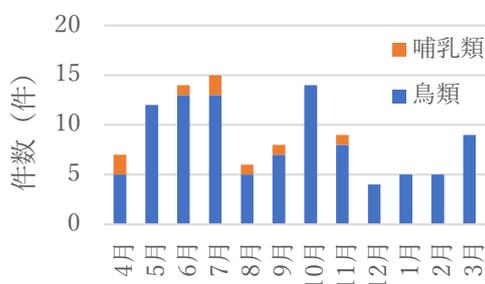


平成 27 年度救護事業報告

1 野生鳥獣救護センターについて

近年、人間社会の発展と拡大により、人工物への衝突や交通事故など、明らかに人為的な影響により傷病を負う野生鳥獣が増加しています。昭和 50 年度から京都府と京都市が協力し、このような野生鳥獣に対しての救護活動が始まり、平成元年 10 月に野生鳥獣救護センターが開所されました。京都市内で保護された鳥類と哺乳類が対象であり、当該鳥獣を野生復帰させることの他に、野生鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を図ることを目的としています。

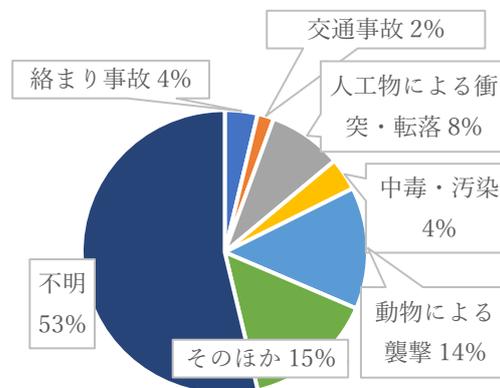
2 救護された時期及び種類



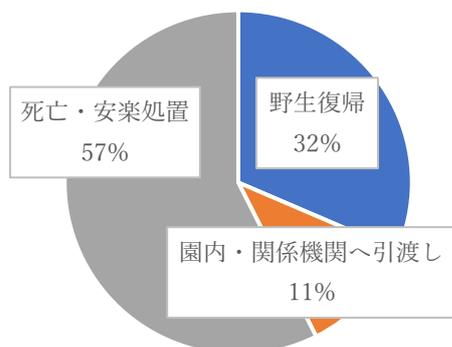
平成 27 年度は鳥類 100 羽と哺乳類 8 頭の計 108 頭羽の持込みがありました。平成 26 年度とほぼ同程度で、春及び秋に救護件数が増加しました。

3 救護原因

平成 27 年度は「動物による襲撃」が最も大きな救護原因となりました。その他、平成 26 年に引き続き、「人工物による衝突・転落」や、粘着シート等への付着を含む「中毒・汚染」、「絡まり事故」も大きな原因となっています。



4 転帰状況



持ち込まれた鳥類・哺乳類 108 頭羽の内、鳥類 30 羽、哺乳類 4 頭、合計 34 頭羽 (32%) が野生復帰しました。平成 26 年度の野生復帰割合とほぼ同様です。また、野生復帰が困難と判断した 12 頭羽 (11%) について、動物園内での終生飼育や、飼育ボランティアによる飼育を行うこととなりました。